

令和3年度採用 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会  
介護保険認定調査員（非常勤） 臨時職員募集要項

令和3年2月

- 1 採用職種：介護支援専門員
- 2 職務内容：（1）介護保険の被保険者の居宅などを訪問し、介護保険認定調査の実施（瀬戸市内全域及び近隣市町）  
（2）聞き取りした内容を元に、審査判定資料の作成
- 3 資格要件：（1）介護支援専門員（取得済みで期限が切れていないこと）  
（2）介護保険認定調査員新任研修修了者  
（3）普通自動車運転免許を有する方（AT限定可）
- 4 採用時期：応相談
- 5 雇用期間：令和4年3月31日まで（雇用契約期間延長あり）
- 6 就業場所：瀬戸市社会福祉協議会  
瀬戸市川端町1丁目31番地 瀬戸市福祉保健センター（やすらぎ会館）
- 7 勤務時間：月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分（祝日、12月29日から1月3日を除く）のうち、指定された時間（出勤日数についてはご相談下さい。）
- 8 賃金等：（1）時給 1,198円  
（2）交通費 規定に準じて支給  
（3）年次有給休暇 規定に準じて付与  
（4）社会保険 規定に準じて加入  
（5）訪問調査時の車は原則社用車を使用
- 9 提出書類：（1）瀬戸市社会福祉協議会臨時職員採用申込書（3ヵ月以内に撮影した写真貼付）※  
（2）介護支援専門員証（写）  
（3）普通自動車運転免許証（写）  
（4）介護保険認定調査員新任研修修了証（写）  
（愛知県で平成16年度以前に受講した方は未発行）
- 10 申込・受付：直接ご本人が持参してください。（申込受付後の応募書類は返却しません。）  
下記の問い合わせ・申込み先まで、ご連絡のうえお越してください。
- 11 採用試験：面接（随時実施）
- 12 合格通知：採用試験後数日以内  
※合格通知後の健康診断（受診にかかる費用は自己負担です）の結果、異常が認められ、要介護認定調査の職務遂行に支障があると判断された場合は、合格を取り消す場合があります。

[問い合わせ・申し込み先]

社会福祉法人 瀬戸市社会福祉協議会 相談・介護グループ

〒489-0911

瀬戸市川端町1丁目31番地（やすらぎ会館）

電話0561-84-2952（祝日、12月29日から1月3日を除く平日の午前9時～午後5時）担当 荻原

※申込書、応募要項は、瀬戸市社会福祉協議会窓口の他、ホームページからも入手できます。

（<http://www.seto-shakyo.or.jp>）ホームページから入手される場合は、A4用紙に印刷をしてご使用ください。